

添付法令資料 3 :

商品及びサービスの付加価値税並びに奢侈品販売税に対する実施に関する  
2022年12月2日付インドネシア共和国政令No. 44 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 付加価値税又は付加価値税及び奢侈品販売税の徴収、納付及び／又は申告  
の実施のための課税事業者の決定及び他の当事者の指名 (第 2 条ないし第 5  
条)
- 第 3 章 課税品及び課税サービス (第 6 条ないし第 13 条)
- 第 4 章 課税標準 (第 14 条)
- 第 5 章 付加価値税又は付加価値税及び奢侈品販売税の計算 (第 15 条ないし第 21  
条)
- 第 6 章 仕入税額控除場所 (第 22 条)
- 第 7 章 付加価値税又は付加価値税及び奢侈品販売税の納付すべき時及び場所 (第  
23 条ないし第 25 条)
- 第 8 章 税務伝票 (第 26 条ないし第 30 条)
- 第 9 章 終則 (第 31 条ないし第 33 条)